

○猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付要綱

平成29年5月8日

要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町内における別表第1に掲げる有害鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止柵を購入し、設置する農業者等に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、猪名川町補助金等交付要綱（昭和49年要綱第4号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥獣被害防止柵 農作物被害を防止するために設置する電気柵、ネット柵、トタン柵及びワイヤーメッシュ柵をいう。
- (2) 農業者等 所有農地等において現に農業を営む個人又は法人をいう。
- (3) 所有農地等 農業者等が自ら所有する農地又は農地法（昭和27年法律第229号）若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく法手続により使用貸借若しくは賃貸借する農地をいう。
- (4) 設置 所有農地等に鳥獣被害防止柵を新たに設置することをいう。
- (5) 増設 所有農地等に既設の鳥獣被害防止柵とは別種の鳥獣被害防止柵を併せて設置することをいう。

(補助の対象者)

第2条 補助対象者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 猪名川町内に住所を有し、現に農作物被害を受け、又は受ける恐れがある農業者等であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 同一年度において、補助対象者とその同一世帯員、又は同一法人が、この補助金の交付申請を行い、又は交付決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、農業者等が農作物被害を防止するため、町内の所有農地等に設置又は増設する鳥獣被害防止柵の主要な構成資材を購入するに要する経費（消費税抜き）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限額は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

- (1) 個人で生産した農作物を兵庫六甲農業協同組合、道の駅いながわ、その他事業者へ出荷している、又は出荷する予定であるもの 5万円
- (2) 前号以外の個人で、自己所有農地で営農するもの 3万円
- (3) 法人 10万円

(補助の制限)

第4条の2 本要綱において交付された補助金又は国等から本要綱において交付される補助金と同種の目的で交付された補助金の交付を受けて、所有農地等に鳥獣被害防止柵を設置した農業者等は、当該防止柵を設置した日から起算して別表第2に定める償却期間を経過するまでの間、新たに補助金の交付を受けることができない。

2 防除機能の向上を目的とした増設については、前項の規定を適用しない。ただし、同一所有農地等につき増設にかかる補助は1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、鳥獣被害防止柵を購入する前に、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 鳥獣被害防止柵の見積書の写し
- (2) 購入予定の鳥獣被害防止柵のカタログ等の写し
- (3) 鳥獣被害防止柵設置場所の設置図(様式第2号)
- (4) 鳥獣被害防止柵設置場所の写真(様式第3号)
- (5) 鳥獣被害防止柵の適正管理にかかる誓約書(様式第4号)
- (6) 既に農作物を出荷している者については出荷の事実が確認できる書類、農作物を出荷する予定である者については出荷にかかる計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の申請内容等の変更)

第7条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、下記に掲げる事業内容を変更しようとするときは、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金変更承認申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の変更
- (2) 設置延長の変更
- (3) 事業費の変更
- (4) 設置資材の変更

(補助金の変更申請の承認)

第8条 町長は、前条の実施計画変更承認申請書の提出があった場合において、その変更内容を審査の上、承認することが適当であると認めるときは、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の変更申請を承認する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い期日までに猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 鳥獣被害防止柵を購入した領収書の写し
- (2) 鳥獣被害防止柵設置場所の設置図(様式第2号)
- (3) 鳥獣被害防止柵設置場所の写真(様式第3号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 町長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施工方法が不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分についてすでに補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(鳥獣被害防止柵の適正管理)

第13条 補助対象者は、有害鳥獣の侵入防止に努めるとともに、鳥獣被害防止柵の性能が良好な状態で発揮できるように維持管理しなければならない。また、使用にあたっては、鳥獣被害防止柵それぞれの特性に応じて、事故に十分注意し、危険警告の看板を必ず設置するとともに、製造者が定める使用方法以外の取扱いは絶対にしてはならない。

2 この補助金を活用した鳥獣被害防止柵については、購入した日から起算して別表第2に定める償却期間を経過するまでの間は適正に管理し使用するものとする。なお、資材の劣化、破損等により、自費で資材を修理又は交換して使用することは妨げない。

3 町長は、前項の期間内において、必要に応じて鳥獣被害防止柵の状況確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助対象者は、補助事業により取得した鳥獣被害防止柵を、町長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、前条第2項で規定した期間を経過した場合は、この限りでない。

(設置場所の変更等)

第15条 補助対象者が、交付申請時に町に提出した設置場所について、やむを得ない事情により所有者及び設置場所を変更する場合は、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金確定内容変更申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金確定内容変更申請書の提出があった場合において、その変更内容を審査の上、承認することが適当と認められるときは、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金確定内容変更承認通知書(様式第12号)により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の変更申請を承認する場合において、必要があると認

めるときは、条件を付することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日要綱第 14 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日要綱第 13 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日要綱第 40 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 1 条関係)

対象鳥獣	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ノートリア タヌキ ハクビシン アナグマ その他町長が認める獣類
------	--

別表第 2 (第 4 条の 2、第 13 条関係)

鳥獣被害防止柵の種別	償却期間
電気柵	8 年
ネット柵	5 年
トタン柵	8 年
ワイヤーメッシュ柵	8 年

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付申請書

年度において、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金の交付を受けたいので、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。また、町職員が町税の滞納の有無について確認することに同意します。

記

設 置 地 番				面 積	a
設 置 延 長	実延長	m	延べ延長	段	m
被 害 作 物				被害率	%
鳥獣被害防止柵見積額	円(消費税抜き)				
補 助 金 交 付 申 請 額	円 (見積額の1/2以内、千円未満切り捨て)				

【添付書類】

- 1 鳥獣被害防止柵の見積書及び製品のカタログ等の写し
 - 2 鳥獣被害防止柵設置場所の設置図(様式第2号)
 - 3 鳥獣被害防止柵設置場所の写真(様式第3号)
 - 4 鳥獣被害防止柵の適正管理にかかる誓約書(様式第4号)
 - 5 農作物の出荷の事実が確認できる書類又は出荷にかかる計画書
- ※設置地番は鳥獣被害防止柵を設置するすべての地番を記載すること。
- ※被害率は被害にあった面積から割合を出すこと。
- (例) 100㎡の農地等で50㎡分の被害があったときは50%とする。

様式第2号(第5条、第7条、第9条及び第15条関係)

鳥獣被害防止柵設置場所の設置図

(縮尺3千分の1程度の地形図に設置区域を記入したもの)



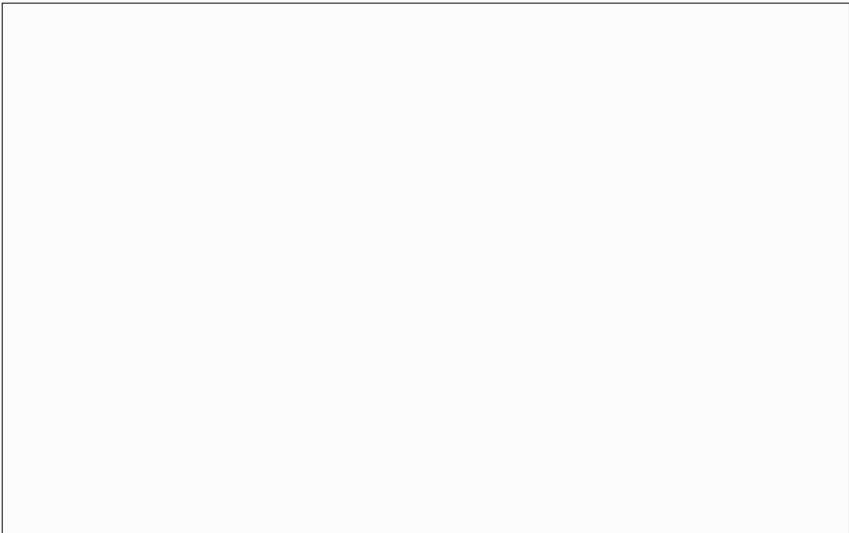
様式第3号(第5条、第7条、第9条及び第15条関係)

鳥獣被害防止柵設置場所の写真

(全景)



(近影)



様式第4号(第5条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所
氏 名 印

鳥獣被害防止柵の適正管理にかかる誓約書

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金を活用した鳥獣被害防止柵の管理については、
鳥獣被害防止柵を購入した日から起算して別表2に定める償却期間を経過するまでの間は
適正に管理し、使用することを誓約します。

この誓約に反し、償却期間内に当該鳥獣被害防止柵を不当に処分し、町から補助金の返
還請求があった場合、速やかに補助金を返還します。

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金について、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額	円
補助金の交付の申請に係る事項について、修正を加えた場合は、その内容及び理由	

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所
氏 名

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号において、補助金交付決定通知のあった
年度猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業について、決定内容を下記のとおり変更したいので
承認されるよう猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記
のとおり申請します。

記

変更の理由	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)

【添付書類】

- 1 鳥獣被害防止柵の見積書及び製品のカタログ等の写し
- 2 鳥獣被害防止柵設置場所の設置図(様式第2号)
- 3 鳥獣被害防止柵設置場所の写真(様式第3号)

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金変更承認申請について、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり承認します。

記

変更の内容	
変更の条件	

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所
氏 名

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号において、補助金交付決定通知のあった 年
度猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業を完了しましたので、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事
業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

作業実施期間	～
交付決定額	円

【添付書類】

- 1 鳥獣被害防止柵を購入した領収書の写し
- 2 鳥獣被害防止柵設置場所の設置図(様式第2号)
- 3 鳥獣被害防止柵設置後の写真(様式第3号)

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業について、内容を審査した結果、適正と認め、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額	円
-------	---

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった 年
度猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業について、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交
付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円	
振込金融機関	銀行	支 店
	農業協同組合	支 所
	労働金庫	出張所
	信用金庫	
口 座 番 号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

※ 口座名義人は、申請者と同一であること。

様式第11号(第15条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所
氏 名

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金確定内容変更申請書

年 月 日付け第 号において、補助金交付確定通知のあった
年度猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業について、確定内容を下記のとおり変更したいので
承認されるよう猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付要綱第15条の規定により、下
記のとおり申請します。

記

変更の理由	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)

【添付書類】

- 1 鳥獣被害防止柵設置個所の設置図(様式第2号)
- 2 鳥獣被害防止柵設置箇所の写真(様式第3号)

様式第12号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金確定内容変更承認申請書について、猪名川町鳥獣被害防止柵購入事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり承認します。

記

変更の内容	
変更の条件	

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条、第7条、第9条及び第15条関係）

様式第3号（第5条、第7条、第9条及び第15条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第15条関係）

様式第12号（第15条関係）